

令和3年9月1日

生徒および保護者 様

長崎県立鹿町工業高等学校長  
金子 哲次  
(公印省略)

## 生徒1人1台パソコンの貸与について (お願い)

初秋の候 皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について長崎県教育委員会より無償貸与されるパソコンを配付する日程を下記の通り計画いたしました。別添の資料をよく読み、借用申請書及び承諾書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、貸与したパソコンは毎日自宅に持ち帰り、充電して、学校に持ってくることとなります。持ち運びの際は、パソコン本体に強い圧力がかからないようにするなど、運搬・管理に配慮してください。

また、貸与したパソコンは、卒業前に返却していただき、4月に新入生に配付いたします。大切に使用するようよろしくお願い致します。

### 記

#### 1 無償貸与される機器

- Microsoft Surface Go 2 (STZ-00012)  
(CPU: Intel Pentium Gold 4425Y, メモリ: 4GB, 記憶容量: eMMC64GB)  
着脱式キーボード、ACアダプター、専用電子ペン
- パソコンケース  
※パソコンケースに関しては県からの貸与ではなく、鹿町工業高等学校からの貸与となります。

#### 2 配付日

9月7日(火) ※クラス単位で配布していきます。

#### 3 配付文書

- 借用申請書及び承諾書 ※記入後、提出をお願いします。
- クラウドサービス利用同意書 ※記入後、提出をお願いします。
- 1人1台パソコンを活用した教育について(県案内文書)
- 長崎県立学校学習用パソコン等貸付規定
- 鹿町工業高等学校「1人1台パソコン利用規約」
- 1人1台パソコンに関するQ&A

#### 4 その他

- 借用申請書及び承諾書を9月3日(金)までに、学級担任へ提出してください。
- 機器のサイズは245mm×175mm×8.3mm(10.5インチタブレット・B5サイズ)です。

## 長崎県立学校学習用パソコン等借用申請書及び承諾書

長崎県立鹿町工業高等学校長 様

長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程第8条の規定により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸付条件を承諾し、長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程を遵守します。

申請者 (利用者)	住 所  (ふりがな) 氏 名  ※署名は必ず本人が行ってください。
申請者が在籍 (予定) の学校	長崎県立鹿町工業高等学校
保 護 者 (親権者、監護権者 又は未成年後見人)	住 所  (ふりがな) 氏 名 ※署名は必ず本人が行ってください。  電話番号 ( )  申請者との関係 ( )
貸付けを 受けよう とする物品	品名： 学習用パソコン 分類： 庁用機器類 分類細目： 事務用機器類 規格： Microsoft Surface Go2 (STZ-00012) 数量： 1式 (本体、脱着式キーボード、専用電子ペン、ACアダプタ)

※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面)

## 貸付条件

- 1 利用者は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸付物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸付物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に利用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸付物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3) 貸付物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 貸付物品を学習活動以外に使用すること。
  - (5) 貸付物品を利用し、利用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
  - (6) 各校長が別に定める学習用パソコン利用ガイド等に反する行為を行うこと。
  - (7) その他この規程の目的及び貸付決定書に記載される遵守事項に反すること。
- 3 利用者は、校長からの貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 生徒の学習用パソコンの充電に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届(様式第6号)を校長に提出しなければならない。
- 6 利用者の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
- 7 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
- 8 県又は県立学校は、県又は県立学校が意図しない貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
- 10 利用者は、校長が別に定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。
- 11 貸付期間中であっても、県又は県立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することができる。
- 12 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13 利用者の保護者(親権者、監護権者又は未成年後見人)は、貸付規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 14 その他、学習用パソコン等の利用に際しては、県及び県立学校の指示に従うものとする。



県立高校・県立中学校

**1人1台パソコンを活用した教育について**

# 1

## 令和3年度から学校での教育が変わります

1人1台のパソコンや電子黒板、各種アプリケーションといったICTを活用したハイブリッド型の教育を実現し、生徒の「学び」の質を上げ、情報活用能力の向上とともに学びに向かう生徒の主体性を育てます。

### <アナログ>

- ・対面授業
- ・面談・個別指導
- ・地域の方などによる講話
- ・理論の学習

### <デジタル>

- ・遠隔授業
- ・デジタルドリル
- ・オンライン講話
- ・データの収集・整理・分析

- ・情報活用能力
- ・生徒の主体性

## キーワード

### 広がる

教科書の改訂以上に、社会の変化は速いものです。教科書の内容を基本として、学んだことが、どう変わり、どう生かされ、どう注目されているか等を調べることで、知識の幅を広げることができます。(インターネット等)

### つながる

情報や活動を共有したり、他者との対話を通し、自らを振り返ったりすることで思考を深めることができます。(インターネット、PowerPoint、Teams等)

### 深まる

クラス、学年、学校の枠を越えて、オンラインで接続することができます。より多くの考えと触れることが可能となります。(Teams、Skype等)

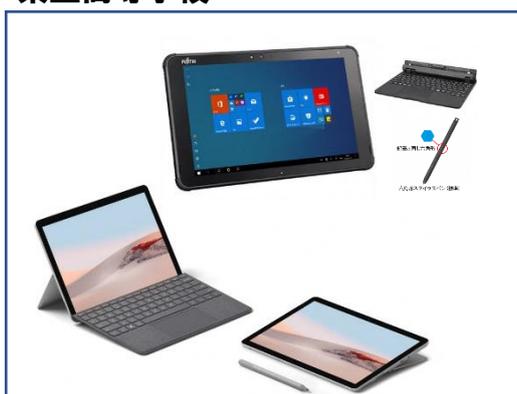
# 2

## 1人1台パソコン等を無償で貸し付けます

### 県立中学校



### 県立高等学校



### 対象

県立中学校、県立高校全日制・定時制に在籍するすべての生徒

### 物品

パソコン一式

- 中学校：Windows PC、ACアダプタ
- 高校：Windows PC、キーボード、専用電子ペン、ACアダプタ

### 貸付開始時期

1学期中に整備し、貸付準備完了後に随時貸付

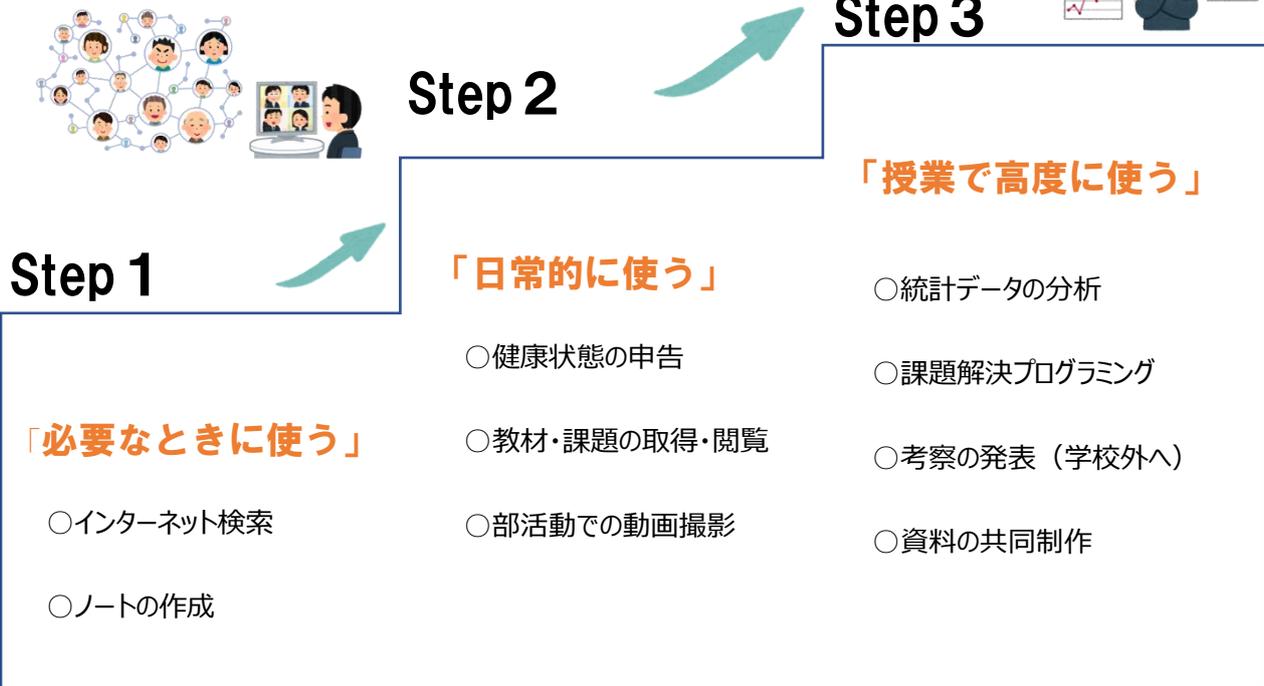
### 貸付期間

在籍期間中



# 3

## 学校生活全般での活用イメージの例



# 4

## 保護者の皆様へのお願い

### (1) 利用にあたっての留意点

- 家庭に通信環境（Wi-Fi 等）がない場合でも学校で**課題等を保存することで家庭学習に活用**できます。
- 保護者が連絡事項等を確認する等の場合を除き、**本人のみ使用できるもの**とします。
- **高等学校は、原則自宅へ持ち帰り、充電して学校へ持参**させてください。  
**県立中学校は、学校に保管庫を整備**しています。学校の指示により持ち帰ります。
- 必要があれば、**PC用ケース等を各自で準備**してください。
- 学校の「**1人1台パソコン利用規約**」や「**長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程**」を遵守してください。

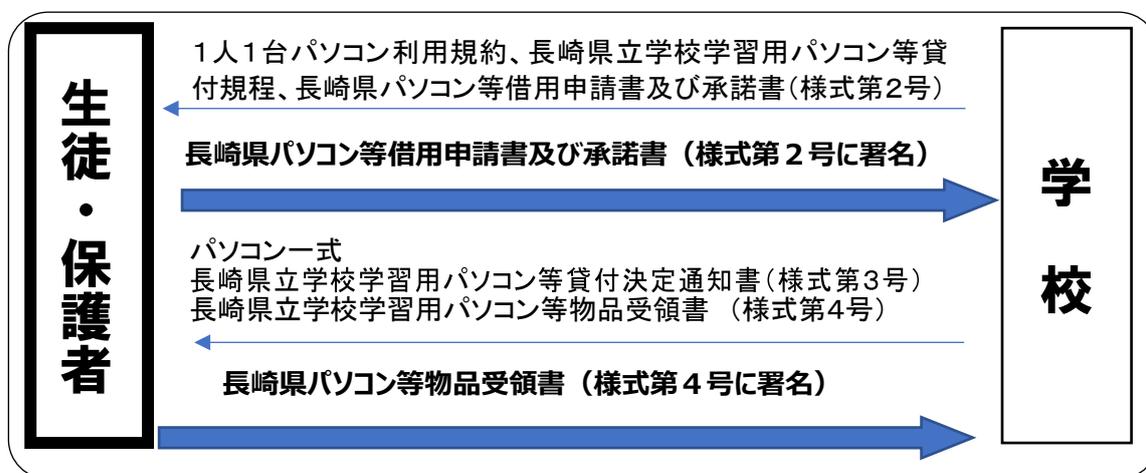
### (2) パソコンの故障、紛失等について

- 不具合・故障等の**修理費用は原則として県で負担**します。
- **盗難**については、学校へ連絡するとともに、警察に盗難届等を提出してください。**代替機を貸し付け**ます。
- **紛失**については、学校へ連絡してください。**代替機を貸し付け**ます。
- 不具合・故障等、盗難、紛失が生徒本人の**故意または重大な過失**による場合については、修繕費等の物品の原状復旧に要する費用を**生徒（保護者）の負担**とします。

# 5

## パソコンの貸付に関する手続きについて

- (1) 学校から「1人1台パソコン利用規約」及び「長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程」、「長崎県立学校学習用パソコン等借用申請書及び承諾書」を受け取ります。
- (2) 「1人1台パソコン利用規約」、「長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程」、「長崎県立学校学習用パソコン等借用申請書及び承諾書」を確認し、申請書及び承諾書へ必要事項を記入のうえ、各県立高校が指定する日までに提出してください。
- (3) 「長崎県立学校学習用パソコン等貸付決定通知書」を受け取り、パソコン一式の貸付を受けてください。また、「長崎県立学校学習用パソコン等物品受領書」を受け取ってください。
- (4) 「長崎県立学校学習用パソコン等物品受領書」に署名のうえ、担任へ提出してください。



【図】パソコンの貸付に関する手続き

本件に関するお問い合わせ先



長崎県教育庁高校教育課

電話番号 095-894-3354

## 長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、長崎県立中学校、長崎県立高等学校、長崎県立特別支援学校（以下、「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して学習用パソコン等の貸付けに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「学習用パソコン」とは、県立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型パソコンをいう。

### (貸付物品)

第3条 この規程により貸付けを行う物品（以下、「貸付物品」という。）は、学習用パソコン及びその使用のために必要な付属品とする。

### (貸付対象者)

第4条 貸付物品の貸付けを受けられる者は、県立学校（高等学校の通信制課程及び特別支援学校の幼稚部、高等部、専攻科を除く）に在籍する児童生徒とする。

### (管理)

第5条 県立学校の校長（以下、「校長」という。）は、貸付状況を常に明らかにするために貸付管理台帳（様式第1号）を備えなければならない。

2 校長は、貸付状況に異動が生じたときは貸付管理台帳（様式第1号）に記載するものとする。

### (貸付期間)

第6条 貸付物品の貸付期間は、貸付決定日から卒業認定日前2ヶ月以内の各校長が定める日までとする。

2 貸付期間が短期である場合の貸付けに関しては、長崎県物品取扱規則第25条第11項に定めるところにより処理するものとする。

### (貸付料)

第7条 貸付物品の貸付料は、無償とする。

### (貸付けの申請)

第8条 貸付物品の貸付けを受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、長崎県立学校学習用パソコン等借用申請書及び承諾書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

### (貸付けの決定)

第9条 校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 校長は、前項により貸付けを決定したときは、長崎県立学校学習用パソコン等貸付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (受領書)

第10条 貸付物品の貸付けを受けた者（以下、「利用者」という。）は、貸付物品を受領した場合は、校長へ長崎県立学校学習用パソコン等物品受領書（様式第4号）を提出しなければならない。

### (貸付物品の変更)

第11条 校長は、貸付決定した貸付物品を変更するときは、長崎県立学校学習用パソコン等貸付物品変更通知書（様式第5号）により、利用者へ通知するものとする。

2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、貸付物品の交換をすることとする。

### (貸付物品の取扱)

第12条 利用者は、貸付物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸付物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。

- (3) 貸付物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸付物品を学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸付物品を利用し、利用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
- (6) 各校長が定める学習用パソコン利用ガイド等に反する行為を行うこと。
- (7) その他学習用パソコン等貸付けの目的及び貸付決定書に記載されている遵守事項に反すること。

3 利用者は、校長から貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第13条 利用者は、貸付物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 生徒の学習用パソコンの充電に係る経費。
- (2) 学校以外の場所でのインターネット通信に係る経費。

(亡失又は損傷の届出)

第14条 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸付物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸付決定の取消し)

第16条 校長は、第6条の貸付期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が貸付けを受けた学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 利用者が第12条の規定に違反したとき。
- (4) その他、貸付物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 校長は、前項の規定により貸付決定を取り消したときは、長崎県立学校学習用パソコン等貸付決定取消通知書(様式第7号)により、利用者へ通知するものとする。

(貸付物品の返却)

第17条 利用者は、第6条により校長が別途定める貸付期間終了日までに、貸付物品返却確認チェック表(様式第8号)を添えて貸付物品を返却しなければならない。

2 利用者は、第16条により貸付決定の取り消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに、貸付物品返却確認チェック表(様式第8号)を添えて貸付物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸付物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸付物品の価額を弁償する責任を負う。

4 校長は、第1項又は第2項の規定により貸付物品が返却されたときは、貸付物品返却確認チェック表(様式第8号)により、当該貸付物品が正常に作動すること及び損傷箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第18条 利用者の保護者(親権者、監護権者又は未成年後見人)は、本貸付規程に基づき、利用者が負担すべき一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月23日から施行する。

# 長崎県立鹿町工業学校「1人1台パソコン利用規約」

## (1)学習用パソコンの利用

- ①学習用パソコンを利用するにあたっては、この利用規約に従うこと。
- ②別途定める「長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程」に従うこと。
- ③保護者による連絡事項等の確認を除き、本人以外は使用しないこと。

## (2)学習用パソコンの管理

- ①毎日自宅へ持ち帰り、充電して学校へ持参すること。
- ②パソコン、脱着式キーボード、専用電子ペン、ACアダプタ、PC用ケースは、破損や紛失等のないよう、適切に管理すること。
- ③登下校時や教室移動時、部活動時等には、紛失・盗難に注意すること。
- ④パソコンを使用しない場合は、スリープやログオフするなど他者が利用できない状態にすること。
- ⑤不具合・故障、偶然の事故、盗難、紛失等の事由が発生した場合は、速やかに学校(担任)に連絡すること。
- ⑥Windows Update やインストール済みのアプリの更新は、放課後や自宅等、パソコンを使用しない

時間に担任または担当者の指示に従って実施すること。

- ⑦公共施設等でWi-Fi等に接続する際は、「パブリックネットワーク」とすること。
- ⑧学習に関係のないアプリをインストールしないこと。

## (3)情報セキュリティ

- ①学校の指示によりセキュリティの強化を図ること。
- ②インターネット上のストレージ(OneDrive等)やクラウドサービス等に、学校で指示された以外の個人が特定できる情報を保存しないこと。
- ③各種ID・パスワードは、厳重に管理し、他者に使用させないこと。
- ④外部記憶媒体(USBメモリ等)を使用する場合は、必ずウイルスチェックを行うこと。  
(エクスプローラ→USBメモリを右クリック→Microsoft Defenderでスキャンする)
- ⑤パソコンの処理速度が著しく低下する、自動でWindowが開く等、不審な挙動が見られる場合は、直ちにネットワークから切断すること。(をクリック→切断)
- ⑥カメラで学習と関係ない写真や動画を撮らないこと。撮影する場合は必要な許可をとること。

## (4)その他

- ①誰かを傷つけたり、嫌な思いをさせたりする行為はしないこと。また、健康を害しないよう節度ある利用を心がけること。(必要に応じて利用状況等を教職員が確認する。)

※本利用規約が改正された場合は、改正後の内容に従うこととする。

※この利用規約は、令和3年4月1日から施行する。

※「長崎県立学校学習用パソコン等借用申請書及び承諾書」を提出することで、本利用規約を確認したこととみなす。

県立高校ICT活用授業推進事業 Q&A 抜粋

分類	質問	回答
損傷、紛失	生徒が端末を壊したり、紛失した場合はどうなりますか。	端末を破損し、修理が必要となった場合の費用は、県で負担します。紛失した場合や修理ができない場合には、代替機での対応とします。ただし、故意または重大な過失がある場合には、生徒（保護者）に負担を求めます。
	悪意のある生徒による他者のPCへの損害について、費用負担は誰が行うのですか。	まずは、事故の責任の所在を調査する必要があります。その結果、被害生徒による損害ではなく、別の生徒による損害が明らかな場合で、故意又は重大な過失であると認められる場合には、PCへ損害を与えた生徒（保護者）に費用を求めることとなります。（故意または重大な過失が認められない場合には、県での負担となります。）
	紛失が盗難などによる場合、対応として考えられることは、どのような対応がありますか。	端末を紛失した生徒に対しては、代替機を貸し付けることとなります。ただし、故意または重大な過失と認められる場合には、生徒（保護者）に負担を求めることとなります。
	急な天候の変化等で故障が生じた場合はどうなりますか。	修理費は県で負担することとなります。ただし、故意または重大な過失と認められる場合には、生徒（保護者）に負担を求めることとなります。
修理費用	修理費用はどれくらいかかるのでしょうか。	修理費の最大額は、買い替え額となります。1台のみ買い替えた場合の参考見積価格(税込み 令和3年3月現在)は、Surface本体 55,000円、キーボード 12,980円、タッチペン 4,719円です。
保護者の負担	授業で使用するアプリケーションはすべて生徒（保護者）が負担することになるのか。	学校独自に導入する有料アプリやサービスは保護者負担となります。
フィルタリング	生徒用PCのフィルタリングは設定されているのか。	一般的に学習に不要と考えられているサイトへの接続はブロックをかけています。これは、どのWi-Fi環境下でインターネットに接続した場合でもかかるように設定しています。
著作物の利用	授業の資料で用いた文化財の写真やイラスト、動画等をクラウドで共有する場合、著作権侵害には当たらないのか。	令和3年4月より、授業目的公衆送信保証金制度が実施されます。このことにより、授業や予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為の個別の許諾が不要になり、必要な範囲で著作物を円滑に利用することができます。
自宅のWi-Fi	端末を自宅で使うときは、自宅のWi-Fi環境が必要か。	自宅にWi-Fi環境がない生徒でも実施可能な活用方法を検討しています。例えば、課題を学校でダウンロードして帰り、提出は朝SHRまでとする等、家庭にWi-Fiがあることを前提としない配慮をする予定です。